

豊島区監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和元年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和2年10月15日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	高	橋	佳	代子

2 豊総総発第 6 3 0 号
令和 2 年 9 月 1 0 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫

令和元年度工事監査結果報告における監査委員指摘及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和元年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>(1) ユニバーサルデザインの視点について 平成30年度工事監査結果報告書において記載したとおり、1階の「だれでもトイレ」は一見広く感じたが、ストレッチャーが入ることのできる広さではない。 次に改築予定の池袋第一小学校では、使い勝手の良い「だれでもトイレ」が当初から計画されている。今後の施設整備では、ユニバーサルデザインをより重視し、十分なスペースのある「だれでもトイレ」を設置されたい。</p> <p>(2) 安全対策の徹底について 屋上の吹き抜け開口部については、現在、繊維製のネットがかけられているのみである。生徒が通常立ち入らない場所であっても、職員や業者等の方が一の転落事故を防止するため、金属製のネットなど、強度のあるものを設置し、安全対策を徹底されたい。</p> <p>(3) 情報提供の徹底について 土壌汚染については、汚染量は問題のない範囲内であったが、地元町会に対し説明が行われ、一般区民に向けても解体工事説明会の中で説明が行われていた。 しかしながら、ホームページでの公開はされていなかった。 より開かれた学校改築であるために、土壌汚染をはじめ区民にとって必要な情報はホームページ等でも積極的に公開するなど、今後は、情報提供を徹底されたい。</p> <p>(4) 施設の維持管理について 壁面緑化や屋上緑化が施された施設については、日ごろの手入れが重要である。 また、多くの植栽があり、早めの剪定と清掃に心がけ、清潔感を維持していくよう努められ</p>	<p>第2 4意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p>

たい。

(学校施設課)

所管部課： 学校施設課

**令和元年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4意見・要望 2. 駒込生活実習所・駒込福祉作業所全面改修工事</p> <p>(1) 防犯カメラの設置について 入口に防犯カメラが設置されていないが、安全管理の面から設置を検討すべきである。 令和元年度定期監査結果報告書において、防災危機管理課に対し「防犯カメラ自体が設置されていない施設もあることから、防犯カメラについて全庁統一的な取扱いができるよう要綱の早急な見直しを図るとともに、各課に対する指導体制も検討されたい。」と「意見・要望」を述べたところであり、防災危機管理課においては、区内公共施設全体の防犯カメラ設置・運用の考え方について検討し整理されたい。 障害福祉課においては、区内公共施設全体の防犯カメラの設置・運用の考え方に沿った形で、所管する施設の防犯カメラについての考え方を整理し、必要な箇所には防犯カメラを設置されたい。</p> <p>(2) 安全対策の徹底について 非常階段に出る扉が2階の1か所を除き、非常時に開く装置付きの鍵が取り付けられておらず、現在、誰でも開けることができるようになっている。 しかしながら、特に2階以上は転落の危険もあることから、利用者等が安易に扉を開けることができないようにするべきである。非常時に開く装置付きの鍵を他の扉にも取り付けるなど、安全対策を徹底されたい。</p> <p>(3) 非常用備蓄品の整理について 非常時に必要となる備蓄品は保管されていたが、その整理については、不十分な点が認められた。特に水などは最初に取り出せる場所に並べるなどの工夫が必要である。非常用備蓄品の整理を徹底されたい。 (防災危機管理課、障害福祉課)</p>	<p>第2 4意見・要望 2. 駒込生活実習所・駒込福祉作業所全面改修工事</p> <p>(1) 防犯カメラの設置について 令和2年3月、豊島区庁舎等の防犯カメラ設置及び運用に関する要綱に基づき、駒込施設を利用する者等の安全の確保及び権利の保護並びに駒込施設の適正な管理を図ることを目的とし、防犯カメラ（室内4台、室外5台）を設置した。 駒込施設から、令和2年6月19日に防犯カメラ設置等の協議・報告の提出があり、危機管理グループに報告済である。 (障害福祉課)</p> <p>防犯カメラの設置・運用について、施設を保有する部署に実態調査をした上で、全庁統一的な取扱いができるよう要綱を改正している。 (令和2年3月31日付) 今後は、防犯カメラ設置・運用状況を適宜確認し、適切な運用ができるよう指導する。 (防災危機管理課)</p> <p>(2) 安全対策の徹底について 利用者等が安易に扉を開けることができないよう、施設整備課にプラスチックカバーを取り付けてもらい、安全対策を行った。 (障害福祉課)</p> <p>(3) 非常用備蓄品の整理について 食品とそれ以外に分けて、棚に整理した。水もすぐわかる場所に配置した。 (障害福祉課)</p> <p>所管部課： 防災危機管理課、障害福祉課、</p>

**令和元年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4意見・要望 3. ウイロード土木改修工事</p> <p>(1) スロープの勾配について ウイロードは、車いすで上り下りできる勾配になっておらず、バリアフリー基準を満たしていない。この点に関して、スロープの勾配を緩やかにするためには地下通路の床面を底上げするか、スロープの道路側を下げるかしなければならぬが、いずれも構造上非常に困難であるとの説明が道路整備課からなされた。</p> <p>今回の改修工事では、車いすの方にとって、上り下りがきつい状況が改善されていないため、将来的に、池袋駅西口・北口再開発の機会などを捉えて、バリアフリー基準に合致した地下通路の整備を検討されたい。</p> <p>(2) 天井の高さについて 鉄道事業者の協力を得て、天井部分にアルミハニカム構造による天板を張ることにより漏水対策が施されたことは評価できるが、一方で、従前より天井がやや低くなっているのが、気になるところである。</p> <p>今後の検討課題とされたい。</p> <p>(3) 東側入口の景観について ウイロード東側入口上部のファサード(建築物正面の外観)に漆喰の作品があるが、JRの構造体に接している部分は、区単独では手を入れることができず、雑草が生えたままとなっている。</p> <p>入口の目立つ場所であり、JRと協議のうえ一体的に整備され、また、ウイロード東側入口に隣接する自転車駐輪場入口とあわせて整備されていれば、全体として更に良い景観となったはずである。</p> <p>今後の検討課題とされたい。</p>	<p>第2 4意見・要望 3. ウイロード土木改修工事</p> <p>(1) スロープの勾配について 今後予定される池袋駅西口・北口再開発などの機会を捉えて、ウイロードのバリアフリー化を検討していく。</p> <p>(2) 天井の高さについて ウイロード躯体部はJR及び東武鉄道の所有・管理の都合上、道路管理に関して厳しい制約を受けているところである。天井の高さについては、上記(1)のバリアフリー化に併せて改善を検討していきたい。</p> <p>(3) 東側入り口の景観について ウイロード東側入り口上部のファサード上部の景観については、今後、JRと連携して良好な景観が維持できるよう協議していく。</p>

(4) 施設の維持管理について

今回の改修により、明るくきれいに生まれ変わったこのウイロードを維持するため、いたずら書き等で壁面が汚されないよう常に心がけるとともに、誰もが安心して安全に通行できるよう引き続き防犯面に配慮されたい。

(道路整備課)

(4) 施設の維持管理について

ウイロードについては美観維持のため、区の委託による清掃を定期的に行っているとともに、ボランティアによる清掃が実施されている。また、壁面の修繕を今年度より年1回実施する予定である。防犯対策としては、東西出入口部に3基、通路内に4基、ウイロード内の状況を映すカメラを設置している。

(道路整備課)

所管部課： 道路整備課

**令和元年度工事監査結果報告における
監査委員指摘及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘及び意見・要望	左の指摘及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2 指摘事項 4. 豊島区立中池袋公園改修整備工事</p> <p>豊島区立中池袋公園改修整備工事の工期は、平成30年10月30日から令和元年8月30日までとなっていたが、工期満了時点においても、工事は完了していなかった。さらに、施工業者から施工状況の記録写真や廃棄物管理票（マニフェスト）等が未提出であるなどの理由により、区総務部契約課の完了検査が終了していない状況にあった。</p> <p>公園緑地課は、工期の途中で工事遅延のおそれがあると認めたため、随時、施工業者に対して口頭での指導を繰り返し行ってきたが、結果として、工期満了までに工事を完了させることはできなかった。また、本件の場合、施工面積や仕様の変更などの工期延長についての合理的な理由がないため、契約変更もできない状況にあった。</p> <p>このような状況から判断すると、本件工事の遅れについては、施工業者による工程管理、特に、石張り舗装工事の進捗管理の甘さが原因であり、施工業者の責任は免れないものと判断される。</p> <p>すでに、区として施工業者に遅延損害金を請求しているが、公園緑地課は、区の公共工事において、今後、このような事態が生じないよう早急に今回の問題点を整理するとともに、徹底した施工監理体制を構築されたい。</p> <p>4 意見・要望</p> <p>(1) 中池袋公園のアップールについて</p> <p>中池袋公園の全面に施された石張り工事は、初めに黒御影石を全面に張り、次にデザインに沿ってカッターを入れ、後から白御影石をはめ込むという非常に手間と時間をかけて行われたものである。</p> <p>しかしながら、冒頭の工事概要で述べたよう</p>	<p>第2 2 指摘事項 4. 豊島区立中池袋公園改修整備工事</p> <p>今回の事態は最後まで施工業者の言葉を信じ、工程管理を施工業者に任せておいたことで、招いてしまったものである。今後は、すべてを施工業者任せにしないよう定例の打ち合わせを行い、週間工程を提出させるとともに、監督員、主任監督員、総括監督員による三重のチェックを行う。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p> <p>4 意見・要望</p> <p>(1) 中池袋公園のアップールについて</p> <p>空間演出の工夫や、石張り工事のデザインについては、視察などの機会を見つけ内外を問わず積極的にアップールして行きたいと考えている。またライトアップについては、コロナ禍で様々なイベントが中止になっているが、今後は指定管理者が行う自主事業を中心に、Hareza池袋と関連させたライトアップによる雰囲気づくりを行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>

な一体的空間演出の工夫や石張り工事のデザインの素晴らしさについて、まだ一般に知られていないのではないと思われる。

今後、池袋エリアの他の3つの公園とともに、生まれ変わった中池袋公園を内外により効果的にアピールし、更なる賑わいの創出につなげていくべきである。

また、夜間、Hareza 池袋の3棟の建物側はライトアップされているが、中池袋公園側は薄暗い印象がある。池袋西口公園にならい、LEDでライトアップするなど、夜間でも賑わいのある雰囲気づくりをしていくことが望ましい。

(2) 安全対策の徹底について

中池袋公園入口付近のボラード(車止め)の設置間隔が広いと、一般車両が入れる状態となっている。車両を使った事故や犯罪なども想定されることから、今後、ボラードの間隔を狭めるなど、安全対策を徹底されたい。

(3) 防犯カメラの設置について

中池袋公園には、警備員が平日は4時間配置されているが、防犯カメラは設置されていない。安全管理の面から、防犯カメラの設置について検討するべきである。

令和元年度定期監査結果報告書において、防災危機管理課に対し「防犯カメラ自体が設置されていない施設もあることから、防犯カメラについて全庁統一的な取扱いができるよう要綱の早急な見直しを図るとともに、各課に対する指導体制も検討されたい。」と「意見・要望」を述べたところであり、防災危機管理課においては、区内公共施設全体の防犯カメラ設置・運用の考え方について検討し整理されたい。

公園緑地課においては、区内公共施設全体の防犯カメラの設置・運用の考え方に沿った形で、区内すべての公園の防犯カメラについての考え方を整理し、必要な公園には防犯カメラを設置されたい。

(4) 利益配分に関する明確な基準について

中池袋公園内に新たに設置された「アニメイトカフェ」については、中池袋公園便益施設管

(2) 安全対策の徹底について

ボラードが広く空いている部分については、当該箇所が横断歩道部分で基本的にボラードの間隔を狭くし設置することはできない。今後は、交通管理者とも協議の上、別の方法で対策できないか検討する。(公園緑地課)

(3) 防犯カメラの設置について

防犯カメラについては、当課でも設置が必要であると考えており、早期に設置できるよう関係課と協議を進める。

(公園緑地課)

防犯カメラの設置・運用について、施設を保有する部署に実態調査をした上で、全庁統一的な取扱いができるよう要綱を改正している。

(令和2年3月31日付)

今後は、防犯カメラ設置・運用状況を適宜確認し、適切な運用ができるよう指導する。

(防災危機管理課)

(4) 利益配分に関する明確な基準について

カフェの営業は、まだ1年を経過しておらずまた、コロナ禍の影響で営業の自粛等を実施し

理運営に関する協定書第8条(売上額)で、「乙(一般社団法人 Hareza 池袋エリアマネジメント)は甲(豊島区)へ4月から9月及び10月から翌年3月までの6か月毎の売上額を、10月及び4月の20日までに書面で提出する。なお、売上額が事業収支計画書の売上額と大きな乖離があると甲が判断した場合、甲乙協議の上、売上額に応じた歩合を使用料として徴収することができる。」と規定されている。

しかしながら、実際の売上額と事業収支計画書の売上額に大きな乖離があることを区はどのように判断するのか、その基準が明確ではない。また、使用料についても、売上額に応じた歩合を甲乙協議の上徴収できると規定されているだけである。

利益配分に関しては、基準等を明確にし、より適切な運用をされたい。

(防災危機管理課、公園緑地課)

たため、通常時の1年間の状況が把握しきれていない状況にある。今後状況確認後、基準等を明確にし、事業者と協議する。

(公園緑地課)

所管部課: 防災危機管理課、公園緑地課

2 豊教庶発第 803 号
令和 2 年 9 月 10 日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長
金子 智雄

令和元年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、地方自治法第 199 条 14 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和元年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>(1) ユニバーサルデザインの視点について 平成30年度工事監査結果報告書において記載したとおり、1階の「だれでもトイレ」は一見広く感じたが、ストレッチャーが入ることのできる広さではない。 次に改築予定の池袋第一小学校では、使い勝手の良い「だれでもトイレ」が当初から計画されている。今後の施設整備では、ユニバーサルデザインをより重視し、十分なスペースのある「だれでもトイレ」を設置されたい。</p> <p>(2) 安全対策の徹底について 屋上の吹き抜け開口部については、現在、繊維製のネットがかけられているのみである。生徒が通常立ち入らない場所であっても、職員や業者等の方が一の転落事故を防止するため、金属製のネットなど、強度のあるものを設置し、安全対策を徹底されたい。</p> <p>(3) 情報提供の徹底について 土壌汚染については、汚染量は問題のない範囲内であったが、地元町会に対し説明が行われ、一般区民に向けても解体工事説明会の中で説明が行われていた。 しかしながら、ホームページでの公開はされていなかった。 より開かれた学校改築であるために、土壌汚染をはじめ区民にとって必要な情報はホームページ等でも積極的に公開するなど、今後は、情報提供を徹底されたい。</p> <p>(4) 施設の維持管理について 壁面緑化や屋上緑化が施された施設については、日ごろの手入れが重要である。 また、多くの植栽があり、早めの剪定と清掃に心がけ、清潔感を維持していくよう努められ</p>	<p>第2 4意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>(1) ユニバーサルデザインの視点について 令和4年度に竣工を予定している池袋第一小学校では、ストレッチャーの入る「だれでもトイレ」を1階に整備予定である。 今後も引き続き、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進めていく。 (学校施設課)</p> <p>(2) 安全対策の徹底について 現在、屋上の出入口はバリケードポールで封鎖したうえで、注意喚起の掲示を行っている。指摘のあったネットについては、より強度のある製品に交換し、さらに安全対策を徹底する予定である。 (学校施設課)</p> <p>(3) 情報提供の徹底について 現在解体工事を行っている池袋第一小学校からは、工事説明会資料をホームページに掲載することとした。 今後も、区民にとって必要な情報は積極的に公開するなど、情報提供を徹底していく。 なお、巣鴨北中学校は改築工事とともに土壌改良工事を行い、すでに土壌汚染区域指定は解除されている。 (学校施設課)</p> <p>(4) 施設の維持管理について 壁面緑化や屋上緑化、外構の植栽については、学校による日々の手入れや清掃に加え、必要に応じ専門業者による剪定を行うなど、緑の拠点として地域の憩いの場になるよう維持管理に努めていく。 (学校施設課)</p>

たい。

(学校施設課)

所管部課: 学校施設課